

鳥取県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 鳥取県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するものほか、この要綱の定めるところによる。

（会議の招集等）

第2条 会議は、原則として年2回以上開催する。

- 2 会議には、知事及び教育委員会のほか、法第1条の4第5項に定める関係者又は学識経験を有する者（以下「有識者委員」という。）が参加する。
- 3 有識者委員については、あらかじめ教育委員会と協議の上、知事が任命する。
- 4 知事は、会議を招集する場合には、招集の日時及び場所並びに議題等を、あらかじめ教育委員会及び有識者委員に通知する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りではない。

（会議）

第3条 会議は、公開とする。ただし、法第1条の4第6項ただし書に該当する場合及び次のいずれかに掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる非開示情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 知事は、非公開とすることが適当であると認める場合は、会議で非公開の決定を行う。
 - 3 会議を公開するに当たっての傍聴に係る手続及び遵守事項は、別に定める。

（議事録の作成及び公表）

第4条 知事は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした会議に係る議事録については、公表しないことができる。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、元気づくり総本部ととり元気戦略課に置く。

（定めのない事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。
- 2 第5条事務局「元気づくり総本部ととり元気戦略課」とあるのは、平成27年6月30日までは「未来づくり推進局企画課」と読み替えるものとする。

鳥取県総合教育会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、知事の許可を得た場合はこの限りではありません。
 - (5) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営等に著しい支障が生じることとなった場合は、会議の決定によりその後の会議を非公開とすることがあります。その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了解ください。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。